

◇ 補助金 ◇

類型	分野	対象業種	対象施設	新設 増設	補助要件 投資額・雇用増	助成内容					
						助成額	限度額	通算限度額			
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業	植物工場は工業団地と工場適地を対象とする。	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円注4	20億円 同一企業につき			
				増設		投資額の5%	5億円				
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		新設	10億円以上・1人以上	投資額の10%	10億円注4	13億円 同一企業につき			
				増設		投資額の5%	3億円				
				データセンター事業		新設	一般型 10億円以上・5人以上		投資額の10%	一般型3億円 環境配慮型5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき
						増設	環境配慮型注3 20億円以上・5人以上		投資額の5%	一般型1億5千万円 環境配慮型2億5千万円	
	基盤技術産業	新設		2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき				
		増設			投資額の5%						
	本社機能移転事業	新設		(投資額要件なし) 30人以上	1年間の賃料の 2分の1	1,000万円	—				
	発展基盤施設分野	自然科学研究所		新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき			
				増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円				
		高度物流関連事業		新設 増設	20億円以上 20人以上	投資額の10% 投資額の5%	10億円 3億円				
類型 II	市町村連携促進分野	市町村が行う立地助成措置の対象であること (企業立地促進法適用地域 においては指定集積業種) ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場	特別対策地域 (函館市、北斗市、七飯町)	新設 増設	2,500万円以上 5人以上	投資額の4% 特別対策地域に該当し、かつ 企業立地促進法の集積区域に おける指定集積業種に該当する 新設の場合のみ投資額の8%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき			
			企業立地促進法 適用地域 (函館市、北斗市、七飯町)	新設		雇用増1人あたり50万円 (雇用増が6人以上の場合6人目 から支給)	5,000万円				
			工業団地(製造業に限る。ただし、植物工場は含む。)(植物工場は工業団地と工場適地を対象とする。)	新設 増設		5,000万円以上 5人以上	投資額の8% 投資額の4%		1億円		

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型IIにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、助成しない場合があります。

注2 類型Iから類型IIまでの区分のうち、いずれか1つの区分の補助金の交付を受けることができます。

注3 環境配慮型データセンターとは、雪水、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有する等と知事が認めるものをいう。

注4 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円	—	—

◇ 税制優遇 ◇

課税免除等の内容		対象業種	要件	対象地区等
事業税	不動産取得税			
課税免除 (3年間)	課税免除	製造業・旅館業・情報通信技術利用業	設備の取得価格 2,700万円超	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法) (函館市)
不均一課税 (3年間)	不均一課税	製造業・旅館業	設備の取得価格 500万円以上	半島振興対策実施区域(半島振興法) (函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、 旧南茅部町)、北斗市、七飯町)
—	課税免除	製造業・情報通信業(情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)・情報通信技術利用業・運輸業(道路貨物運送業・倉庫業・こん包業)・卸売業・自然科学研究所	建物等の取得価格 2億円超	集積区域 (企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律) (函館市、北斗市、七飯町)
—	—	製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種	設備の取得価格 5,000万円超	—

注1 取得価額には、土地の取得費は含まれません。(集積区域の場合は、建物の敷地となる土地の取得費を含む。)

注2 大規模償却資産に対して課税する「道固定資産税」についても課税免除等の適用があります。

注3 外形標準課税適用法人の事業税については、課税標準のうち所得割のみ課税免除等の対象となります。

注4 集積区域においては、道の承認を得た企業立地計画に従って施設を設置する者が課税免除の対象となります。

注5 「農林漁業関連業種」とは、製造業のうち食料品製造業、飲料、たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装飾品製造業、バルブ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいいます。

注6 半島振興対策実施区域については、市町村長が産業の振興に関する計画を策定し関係大臣が指定する地区で、当該計画に記載された事業に限られます。また、要件について、資本金が1千万円を超え5千万円以下の法人は設備の取得価額1千万円以上、資本金が5千万円を超える法人は設備の取得価額2千万円以上となります。

注7 対象地域の範囲、要件、課税免除等の内容の詳細については、最寄りの総合振興局・振興局税務担当課又は道税務事務所にお問い合わせください。